

●香川県告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年3月17日

香川県知事 池田豊人

| 指定年月日 | 事業所（施設）の名称及び所在地 | 事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地 | サービスの種類 |
|-----------|---------------------------------------|---|--------------------------------|
| 令和4年11月1日 | 小規模多機能ホーム せとうち三野の家 三豊市三野町吉津甲605番地2 | 株式会社せとうち福祉サービス 代表取締役 白井 延明 三豊市三野町吉津甲605番地2 | 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 |